

独立監査人の監査報告書

令和6年6月1日

社会福祉法人 南山城学園

理事長 磯 彰 格 殿

大手前監査法人

大阪府大阪市

指定社員

業務執行社員

公認会計士

西村大三

指定社員

業務執行社員

公認会計士

内田亨徳

<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人南山城学園の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5会計年度の計算関係書類(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書(社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。)の項目をいう。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象と

されていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に

関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人南山城学園の令和6年3月31日現在の令和5会計年度の財産目録(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査実施報告書

令和 6 年 6 月 1 日

社会福祉法人 南山城学園

理事長 磯 彰 格 殿

大手前監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

西村大三

指定社員
業務執行社員 公認会計士

内田亨、徳、



当監査法人は、貴法人理事から提出された令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の計算関係書類及び財産目録について監査を行い、令和 6 年 6 月 1 日付で監査報告書を提出いたしました。

この監査に当たって実施した監査の概要及びその監査の結果について、以下のとおりご報告いたします。

I. 監査実施概要

1. 業務執行社員以外の監査従事者

資格	氏名
公認会計士	田畑昭雄
公認会計士	芝原希代子
公認会計士	福元一馬
公認会計士	本出一正

2. 往査日程及び実施項目

(1) 日程等

日程	往査事業所	実施項目
令和5年8月7日	法人本部	期中往査
令和5年9月8日、12日	法人本部	期中往査
令和5年10月3日～4日	法人本部	期中往査
令和5年11月1日、6日	法人本部及び宇治エリア	期中往査
令和5年12月5日	醍醐エリア	期中往査
令和6年1月16日	島本エリア及びゆいの詩(保育事務局)	期中往査
令和6年3月21日～22日	法人本部	期中往査
令和6年3月31日	法人本部・煌・ぶちぼんと・ぷらんたん・さびゆいえ・醍醐事務局・ふらっぷ・るりの詩・もりの詩・ゆいの詩	実地棚卸立会・現金預金実査
令和6年4月5日	法人本部	期中往査 実査・確認状発送
令和6年4月28日	監査事務所	債権・債務確認状発送
令和6年5月24日、27日、28日、30日、31日	法人本部	期末監査
令和6年6月1日	法人本部	期末監査

(注) 監査執務日数合計 約 60日

(2) 主要監査項目の概要

① 実査

(a) 実査対象資産及び実査割合

実査対象	帳簿金額	実査金額	実査割合
現金及び小口現金	1,055 千円	1,055 千円	100.0%
定期預金・定期積金(特定資産含む)	646,001 千円	646,001 千円	100.0%

(b) 実査結果

実査の結果、重要な発見事項はありません。

② 確認

(a) 確認の方法

積極的直接確認

(b) 確認対象項目

項目	確認基準日	帳簿金額	発送割合	回収割合
預金(特定資産含む)	令和6年3月31日	1,696,255 千円	100.0%	100.0%
事業未収金	令和6年3月31日	787,072 千円	59.3%	53.8%
事業未払金	令和6年3月31日	157,591 千円	21.8%	21.8%
借入金	令和6年3月31日	466,960 千円	100.0%	100.0%
弁護士	令和6年3月31日	-	100.0%	100.0%

(事業未収金の残高確認回答率について)

自治体向け債権 496,960 千円のうち 387,433 千円 (8 市町村 発送率 78.0%)、その他公的機関 142,271 千円のうち 79,957 千円(5 件 発送率 56.2%)について、無作為抽出及び特定項目サンプリングによる全 19 件の残高確認の発送を行いました。

未回答は 1 件(城陽市)と少なかったのですが、最も債権額の大きい京都市からの回答があり、回収割合が向上しました。回答のあった 18 件の中には金額相違が生じているものが 4 件ありましたが不一致調査に問題はなく、未回答先については債権の発生および期末日以降の入金分析にて検証できております。

(c) 確認結果

確認の結果、重要な発見事項はありません。

③ 立会

(a) 立会対象資産及び立会割合

立会対象	帳簿金額	立会金額	立会割合
原材料	6,442 千円	6,264 千円	97.2%
貯蔵品	6,965 千円	6,965 千円	100.0%

(b) 立会結果

立会の結果、重要な発見事項はありません。

II. 監査結果

1. 監査範囲、監査手続の限定の有無

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針の継続性変更の有無

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更の有無

該当事項はありません。

4. 重要な会計処理上の検出事項

特記すべき事項はありません。

5. 表示上の問題点

特記すべき該当事項はありません。

6. 経営者と協議又は経営者に伝達したその他の重要な事項

(1)不正や違法行為に関する事項

該当事項はありません。

(2)関連当事者に関する事項

該当事項はありません。

7. 監事による監視にとって重要と判断したその他の事項

該当事項はありません

8. 後発事象の検討

特記すべき事項はありません。

9. その他の報告事項

経営者確認書の草案およびその他の報告は添付資料をご参照ください。

10. 総合意見

上記を総合し、貴社会福祉法人の令和 5 会計年度の計算関係書類及び財産目録に対し、令和 6 年 6 月 1 日付で無限定適正意見を表明しました。監査報告書に記載する追加情報及び参考事項はありません

以上

監査実施報告書に係る添付資料

1. その他の発見事項

(1) 要修正事項について

重要ではない金額の要修正事項が何点か発見されましたが、まだ決算が確定していない時点で指摘し修正対応いただきました。

(2) 支払利息の発生主義対応

借入金に係る未払利息が未計上であり、発生主義への対応ができておりません。ただし、受取利息同様に金額的に重要ではないと解され、僅少許容にて未修正事項として取り扱っておりません。

(3) 固定資産計上誤り修正に係る棚卸資産管理について

前年度においてハンダロボットシステムの機械及び装置に棚卸資産とすべきものが混入していましたが(LoRA 基板 300 セット:5,000 千円分)、原材料として計上するよう修正され、減価償却および国庫補助金等特別積立金も適切に調整されております。

ただし、一部の在庫は仕入れ先に預けられたままとなっており、預り証の徴求もなされていないため、その部分は検証できておりません。明らかに金額僅少と考え、監査上の問題とはならないと判断しております。

預け先：川重商事株式会社

預け品：マイコンボード AHR-L01 V1.1 178 個 単価 1,000 円 178,000 円(税込)

また、単価 14,200 円の基板も多数在庫されており、在庫台帳の作成・受払管理の実施を指導いたしましたので、ご検討ください。

(4) その他の特別収益及びその他の特別損失について

主な内容は以下のとおりです。

(その他の特別収益 単位:千円)

社会保険料過誤納付にかかる還付額	9,037
京都府「若者等就職・定着総合応援事業」に係る過年度分	6,000
その他、主として前年度の収入計上もれなど	1,962

(その他の特別損失 単位:千円)

過年度消費税修正申告及び申告延滞税	7,137
-------------------	-------

過年度消費税修正申告及び申告延滞税に関する、城陽市負担分 ▲2,962
その他、主として小額の請求過誤取り下げなど 108

2. 理事者確認書の草案

会計監査人が要請した理事者確認書の草案は以下のとおりです。